

今月の SMILE

上海市が発表した人材獲得政策とは

まいど おおきに!

10月1日から8日間の中秋節と国慶節の8連休はいかがでしたか?コロナ禍で、通常であれば日本に帰国される方も、今年は中国国内で過ごされたのではないでしょうか?

そこで最近の中国の再入国関係の動きについてみてみましょう(情報は、原稿を書いている 9 月 30 日時点のものです)。

まず PCR 検査について、中国民用航空局、海関総署、外交部の公告に基づき、2020年9月25日(25日当日を含む)より、日本から中国へ渡航する中国籍及び外国籍の旅客は、3日以内(発行日を基準とする)の新型コロナウィルス PCR 検査陰性証明が搭乗手続に必要となります。

次に9月23日に、外交部、国家移民局が9月28日零時から、有効期間内の『居留許可』を持っている人に対して、 日本の中国大使館で[ビザ]を取得する事なく、中国への渡航(ただし日本から直行便を利用すること)ができることを発 表しました。また一歩前進しました。後は、日本と中国との入国時での隔離が緩和されることに期待しましょう!

日本では総理大臣が、安倍首相から菅首相へと代わりました。菅新首相は、デジタル庁や縦割り行政の撤廃、携帯電話の料金引き下げ等、政策を掲げています。私たち国民の生活に期待がもてる政策が語られることは、それだけでも明るい灯がともったように感じます。是非、達成してほしいですね。

中国でも9月23日に国民や市民に夢と活力を与える政策が発表されました。上海以外の戸籍を有する学生が、世界の一流大学を卒業して上海市で就職した場合、上海市戸籍を認める、という政策です。現在でも上海市戸籍を有しないで、上海市内で働く人は多く、彼らのほとんどが上海市戸籍を取得しようという懸命(勤務年数、会社の推薦、年収、不動産取得等)に努力しています。その夢のような上海市の戸籍を、大卒で取得できるのですから、かなりインパクトのある政策だと思います。しかしそこは上海市、対象となる大学を、北京では北京大学、精華大学の2校、上海では上海交通大学、復旦大学、同済大学、華東師範大学の4校に限定しています。この政策により、推計年間5万人の対象卒業生を受け入れると見込まれています。またこれらの新卒者が、早々に上海市内のマンションを購入するのではないか、と期待が高まっています。ちなみに最近の上海市内のマンションの販売件数は年間20万戸だそうです。商魂たくましい市ですね。私たち駐在員も商魂たくましく生きていかければ!

ということで今月も、そしてこのようなコロナ禍にあっても、なお笑顔(スマイル)でスタートしましょう!



中国経済情報

マクロ経済情報

8月の中国輸出 9.5%増 対米黒字は高止まり

中国税関総署が9月7日に発表した貿易統計によると、8月の輸出は前年同月比9.5%増加した。

プラスは3カ月連続で、伸び率は昨年3月以来、1年5カ月ぶりの大きさだった。世界的な経済活動の正常化を受け、中国製品に対する需要が堅調に推移した。対米黒字も依然高止まりが続いている。

新型コロナウイルスの流行や在宅勤務の動きを背景に、マスクや防護服を含む繊維製品、パソコンなどの出荷が引き続き好調だった。一方、内需の弱さが響き、輸入は 2.1%減と 2 カ月連続のマイナスにとどまった。

米国向け輸出は 20.0%の大幅増、輸入は 1.8%の増加だった。 対米黒字は 342 億ドル(約 3 兆 6400 億円)と前月から一段と拡大し、過去最高だった 2018 年 11 月 (355 億ドル)の水準に迫った。

8月の中国PPIは前年比-2.0%、CPIは+2.4%

9月9日、中国国家統計局は、8月の生産者物価指数(PPI)は前年比2.0%低下したと発表した。 7カ月連続の低下ながら、低下幅は3月以降で最も小さく、工業部門の回復が続いていることが示された。 ロイター調査によるPPIの予想も2.0%低下だった。7月は2.4%低下。

消費者物価指数(CPI)は前年比2.4%上昇。アナリスト予想は2.4%上昇、7月は2.7%上昇だった。

法務情報

外商投資企業苦情処理対策法

商務部は「外商投資企業苦情処理対策法(中文名)外商投资企业投诉工作办法」(以下、法とする)を公布した。これは、2006年に策定した「商務部外商投資企業苦情処理暫定法」を基に、外商投資法及びその実施条例の関連規定に従い、苦情処理制度をさらに改善したものである。 法には、主に4つの特長がある。

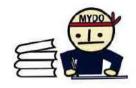
まず第一に、苦情の範囲がより包括的になった。外商投資企業及び外国投資家が、外商登記企業苦情対応機構に提起できる事項は2つに大別されている。1つ目は、行政機関及びそのスタッフの行政行為が、合法的権益を侵害していると認識した場合には、苦情処理機構に協議解決を申請することができることである。2つ目としては、投資環境方面に影響を及ぼす問題について、苦情処理機関に対して、関連する政策措置を改善する提案をすることができることである。

第二に、苦情処理メカニズムがより健全になった。中央レベルでは、商務部が関連部門と協力して、外商投資企業の苦情に関する部門レベルの合同会議システムを確立する。商務部が、国務院の関連部門、省、自治区、直轄市の人民政府が関与する苦情事項を処理する責任を負うことになった。また商務部は、全国範囲または国際規模の重大な影響を有する苦情事項を処理するために、全国外商投資企業苦情センターを設立してこれらを処理をさせることになった。また地方レベルでは、県レベル以上の地方人民政府は、その地域の苦情を処理する責任を負う関連部門または機関を指定しなければならないことになった。中央及び地方レベルのすべてのレベルの苦情処理を促進するために、「法」は、苦情処理のファイル管理、状況報告、定期的監査、及び権益保護の提案書等の制度について、詳細な規制を設けることを規定している。

第三に、苦情処理規則がさらに明確になった。苦情申立人の苦情申立を容易にするために、「法」は、苦情の提出、受理、処理方法、処理期間、及び処理結果への異議等の作業規則について明確な規定を設けている。また「法」は、苦情処理機構が苦情申立人および被申立人と十分に連絡を取り、苦情のさまざまな状況に応じて苦情を調整および処理するための適切な方法を採用し、苦情の適切な解決を積極的に促進することを要求している。

第四に、権利保護システムがより強力になっている。「法」は、苦情処理の過程で苦情申立人の権益保護の問題を非常に重要視している。1 つ目は、苦情が、法律に従って行政上の再審及び行政訴訟を開始する苦情申立人の権利に影響を与えないことを規定していること。2 つ目は、苦情申立人が苦情処理の過程に参加する権利を十分に保障していること。また申立人が、自ら苦情を申し立てるか、他の人に苦情を申し立てることを委託することができ、申立人は、苦情処理機構に、資料を提供し、状況を説明し、意見を表明することができること。さらに苦情処理機構は、苦情の適切な解決を促進するために、法律に従って苦情を調整および処理すること。3 つ目は、苦情処理プロセス中に知り得た申立人の商業秘密及び機密業務情報及び個人機密を保護するための効果的な措置を講じることを、苦情処理機構に要求することができること。そして4つ目は、いかなる組織及び個人も、外商投資企業の苦情メカニズムを通じて報告したり、調整解決を申請したりする人々を抑圧し、報復することはできないことが明記されてある。

都市建設維持税法と契税法の公布



2020年8月11日、第13期全国人民代表大会常務委員会第21回会議で決議された「中華人民共和国都市維持建設税法」(主席令51号)と「中華人民共和国都市契税法」(主席令52号)が正式に公布され、両法とも2021年9月1日より実施される。現行税制の方向性と税負担水準を保ちつつ、従来の「暫定条例」を法律のレベルに引き上げ、中国税収法律化のプロセスをさらに推進することを意図している。

一、都市維持建設税法の概要

- 1、中国国内において増値税、消費税を納付する単位と個人が都市維持建設税の納税者である。
- 2、法律に基づき実際に納める増値税、消費税を都市維持建設税の計算根拠とする。また、増値税期末留保税額で還付される税額について控除可能であることが定められた。
- 3、輸入貨物あるいは中国国外の単位と個人が国内に労務、サービス、無形資産を販売して納付する増値税、消費税の税額に対して、都市維持建設税を徴収しない。
- 4、都市維持建設税の税率は以下の通り。
 - ① 納税者の所在地が市区の場合、税率→7%
 - ② 納税者の所在地が県城、鎮の場合、税率⇒5%
 - ③ 上記以外の場合、税率→1%

国務院が1985年2月8日に公布した「都市維持建設税法暫定条例」と比べ、新税法は都市維持建設税の特定用途規定を取消し、増値税期末留保税額還付の都市維持建設税に関連する規定を追加した。

原文は以下の国家税務総局のウェブサイトをご参考ください。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5155445/content.html

二、契税法の概要

- 1、中国国内において土地、不動産の権利を譲渡し、それを譲り受ける単位及び個人が契税の納税者である。
- 2、本法での土地、不動産の権利の譲渡行為とは、①土地使用権の譲与、②土地使用権の譲渡(売却、贈与、交換を含む)、③不動産の売買、贈与、交換を指す。
 - 現物出資、債務返済、奨励などの方式で土地、不動産の権利を譲渡することも契税の課税対象となる。
- 3、契税の税率は3%~5%とし、具体的な適用税率は各省、自治区、直接轄市で上記税率の範囲内に決定し、全国人民代表大会常務委員会と国務院に届出を行う。
- 4、契税の計算根拠は、基本的に契約で記載される取引価格や交換価額の差額とされており、納税者が申告した価格が著しく低く、且つ正当な理由がない場合は、税務機関が市場価格に基づいて査定する。

国務院が1997年7月7日に公布した「中華人民共和国契税暫定条例」と比べ、新契税法は課税対象を明確化し、減免税対象を整備・拡大し、納税申告手続きをさらに簡素化した。

原文は以下の国家税務総局のウェブサイトをご参考ください。

http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n375/c5155444/content.html



特別連載読み物



ナニワのおっちゃん経営道! ≪新コーナー≫ 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る!

第65回: "幸せ" はどこに?・・・"諦める勇気!" を持つ、そんな "あなたの心の中に!"・・・

今回のように、"幸せ"をテーマにした時に、ふと思ったのですが、世の中には、"私は幸だ!"と思っている人より、"私は不幸だ!"と思っている人の方が、多いかもしれない・・・ということです。

世の中には、「これでもか?!」・・・というほど、欲求をそそる物や情報が多く存在しています。 そこで、ついつい、「あれも欲しい!」「これも欲しい!!」と、誘惑にかられるのですよね。

そして、"あれもない!" "これもない!!"って、勝手に「不満足の世界=不幸せの世界」に入り込んでいくのです。

またまた、私自身の話をして恐縮なのですが、最近、76歳のこの年で、「週一回の仕事のあること」や、「月2~3回のゴルフができること」や、「20分ほど離れたところにいる6歳の孫と、友達のように一緒に過ごす楽しい時間」や、「古びた本棚に並んだ昔からの愛読書を、何回となく繰り返し読む日々」・・・を楽しんでいる。

それは、特筆するようなことでなく、まことに平凡な日々なのだが、「その日常の存在」を、最近は、"ありがたいことだなあ~~!"と、つくづく想うようになっている。

特に、ゴルフを一緒にラウンドする、シニアの同伴者たちや、中国人の大学の後輩たちは、私が「この年末には "還暦を迎える!"」・・・というと、その元気な様子や、小さな体でのドライバーの飛距離をみて、"うらやましい!"・・・といってくれる。

しかしそんな時でも、もし私自身が、「いや、もっと贅沢をしたい!」とか「もっと、もっと楽しい時間を過ごしたい!」とか「ゴルフでも、いつまでも"スコア 80 台"を切っていたい!」・・・と思っていたら、今の平凡な日々は、充実感満や満足のない、「つまらない人生だ!」となってしまうのではないでしょうか?!

「何人(なにびと)にとっても、これが "満足度 100%の幸せ"」という決まった≪一定の形≫などありえません。 つまり、「人の生き方」も、「人の幸せ感」も、「物への満足感」も、それこそ"千差万別"ということなのでしょう。

そしてまた人間は、一旦手に入れた「地位・おカネ・物」など、"既にあるもの"には満足せず、「今が少なければ、より多く」、「今が多ければ、もっと多く」・・・と、次から次に身勝手に『"もう少し多く"の欲望』を描いてしまうという性癖があるのだと思うのです。 要するに『欲』にはキリがないということです。

人間の「満足度」に"キリ"つまり、"一定のレベル"がないのなら、各人がその都度、その都度「今、この状況こそ、"幸せ"である!」とかってに決め込んでいいことになる。

そう考えると、「今、この状況・環境こそが、"幸せ"である!」と信じ、「次々と沸いてくる欲望」を、"断ち切る勇気!"・"諦める勇気!"を持つ、そんな "あなたの心の中"にこそ、「幸せを得るコツ」が存在するのではないでしょうか?!・・・

そして、この考え方こそ、"幸せ"を、「いつでも、どこでも、だれとでも」得ることができる、結構簡単な方法なのではないでしょうか?!



(お問い合わせ先)

上海満意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX:+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: http://shmydo.jp